

## 7-2. 環境用水の取扱いに関する通知

### 1) 「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」

国河調第12号  
国河流第7号  
平成18年3月20日

各地方整備局等河川部長等 へ

河川局水政課長  
河川局河川環境課長

#### 環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて

水は地域の自然、人々の生活、精神文化等の形成に大きな役割を果たしてきたが、近年、良好な環境の整備と保全に対する国民のニーズは増大し、健全な水循環の確保を求める声が高まっている。そこで、水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした用水(以下「環境用水」という。)に係る新規の水利使用の許可申請に対して、「河川法の施行について」(昭和40年3月29日付け建設省発河第58号建設事務次官通達)、「河川法の施行について」(昭和40年6月29日付け建設省河発第245号河川局長通達)、「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号河川局長通達)及び「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第53号・建設省河治発第73号・建設省河開発第118号・建設省河砂発第50号水政課長・治水課長・開発課長・砂防課長通達)により処理及び審査を行うに当たって、その取扱い及び留意事項を、当分の間、下記によることとする。なお、下記によることが困難な場合には、あらかじめ本職に相談し、調整を図ることとされたい。

## 記

### 1. 事業内容に関し留意すべき事項

用水に係る事業計画が、地域におけるまちづくり等に関する地方公共団体又は国の計画に位置付けられること等により、公共の福祉の増進に資する水利用であることを確認すること。

### 2. 申請者に関し留意すべき事項

事業内容が公共の福祉の増進に資する水利用であることから、水利使用許可の申請者は、地方公共団体を原則とする。

ただし、次に掲げる要件のすべてに適合している者についても、許可をすることができる。

- ① 用水の受益地の生活環境又は自然環境の維持、改善等を業務の目的に含んでいるもの
- ② 地方公共団体が策定する環境用水に関する計画等において申請者が事業主体として位置付けられているもの
- ③ 事業のための施設の設置、適正な取水管理や施設管理、事業終了時の河川区域における工作物の撤去等事業を遂行するための能力及び信用等水利使用の実行の確実性を確保し、かつ、事業主体が水利使用を実行できない場合に、地方公共団体が代わって実行する旨の河川管理者に対する保証を地方公共団体から得ているもの

### 3. 必要水量に関し留意すべき事項

必要水量については、画一的な算定が困難なことから、水質、親水空間、修景等のそれぞれの目的を達成できるよう必要かつ妥当な範囲内であることについて、「河川砂防技術基準（計画編）」等を参考として判断すること。

### 4. 水源に関し留意すべき事項

(1) 水利使用許可に当たっては、通常、取水予定量が基準渇水流量から河川の維持流量と他の水利使用者の取水量の双方を満足する水量（正常流量）を控除した水量の範囲内のものであることが原則であるが、必ずしも継続的な取水を確保しなくても目的が達せられる場合のある環境用水の特有の性格に鑑み、取水予定量が基準渇水流量から正常流量を控除した水量の範囲内のものでなくても、

- ① 申請のあった環境用水の目的が達成できる場合には、社会実験として、豊水を水源とし取水を許可する。

- ② 河川に還元されることが確実な水量を考慮して河川環境や他の水利使用に影響がないと認められる場合には、取水を許可する。

なお、活用可能な水源がある場合には、それを活用できるよう関係者に情報提供を行うこと。

- (2) 取水予定量が基準濁水流量から正常流量を控除した水量の範囲内のものであっても、申請者自ら既設ダムを活用し水源を確保する場合を除き、取水が行われる河川における河川環境を十分考慮すること。その結果、取水予定量が基準濁水流量から正常流量及び河川環境のために必要な流量を控除した水量の範囲内のものとならない場合には、(1)①又は②の規定に従い判断すること。

- (3) 豊水を水源とする場合には、豊水といえども公共用物たる河川の流水であって、その量は有限であることを再認識した上で判断すること。

又、河川管理者として、河川全体における豊水利用の需要の見通しを把握するとともに、河川環境のために必要な流量を損なうことなく、河川管理者、利水者、地方公共団体等が水系単位で水利用又は河川環境に関して情報又は意見の交換を行う場（流域水利用協議会等）における問題意識の共有化又は流域の意見集約の状況を踏まえて、当面の豊水利用計画を策定すること。

## 5. 水利使用規則の内容

水利使用許可に当たっては、水利使用規則を以下のとおりとすること。

- (1) 水利使用規則の目的は、「環境用水（水質浄化及び悪臭防止）のため」等の具体的な内容を記載すること。
- (2) 許可期間は、当分の間、原則3年間を上限とすることとし、更新条項は付さないものとする。
- (3) 目的が達成できたかを確認するために、定期的に報告を行うよう求めること。
- (4) 申請者自ら既設ダムを活用し水源を確保する場合を除き、取水の条件には、取水が行われる河川に係る環境改善や後発の水資源開発に対して影響を及ぼさないよう、又、豊水を水源とする場合にあっては、更に豊水利用計画の内容に即したものとなるよう劣後条項を付すこと。
- (5) 上記4. (1)②の場合には、以下のとおりとすること。
- ① 取水量とともに排水量を定期的に報告する条件を付すこと。  
(河川に排水されるものが汚水であるおそれのある場合には)
- ② 排水による河川の水質悪化が生じないようにするとともに、排水の水質調査結果を定期的に報告すること。

- (6) 当該環境用水の取水を行っている河川において濁水調整が行われる時には、当該水利使用者は取水を中止すること、又、その支障については、当該水利使用を行う権利をもって河川管理者及び他の関係利水者に対抗することはできないことを条件とすること。

## 6. その他

- (1) 申請書には、取水口から受益地、排水口までの通水経路を記入した図面を添付することとする。
- (2) 本通達の内容を流域水利用協議会等で広く紹介を行うことにより、流域の地方公共団体を始めとした関係者への情報提供を行うこと。
- (3) 審査に当たっては、申請者に予め許可期間（原則3年間）を明示し、工作物等を新築又は改築する場合の費用対効果や再度の許可が行われなかった場合の対応について考慮を促すこと。
- (4) 水利使用許可を受ける主体と施設の管理者が異なる場合には、取水管理や施設管理が適正に行われるよう管理協定が締結されていること等を確認すること。
- (5) 既に許可を行っている環境用水（既に雑用水として許可しているもので本通達にいう環境用水に位置付けられるものを含む。）の水利使用許可の更新に当たっては、従前どおりの取扱いとすることを妨げない。

## 2) 「消流雪用水の取扱いについて」(平成4年8月31日建設省河川局)

### 消流雪用水の取扱いについて

平成4年8月31日  
建設省河調発第9号  
建設省河源発第12号

北海道開発局建設部長  
建設省河川局水政課長 沖繩総合事務局開発建設部長  
建設省河川局開発課長 から 地方建設局河川部長 あて  
都道府県土木担当部長

近年、豪雪地帯対策の一環として流雪溝等の水を利用した消流雪施設の整備が進められており、これに伴い、消流雪用水に係る水利使用許可申請が増加することが見込まれるところであるが、その取扱いについては、下記の事項に留意の上、遺憾のないようにされたい。

#### 記

#### 1 水利使用許可の運用について

- (1) 消流雪用水に係る水利使用許可に当たっては、当該河川における消流雪用水の需給の見通しを把握するとともに、河川管理者として水系毎に消流雪用水需給計画を策定すること。
- (2) 消流雪用水に係る水利使用の許可に当たっては、当該地域における除雪の実態とその対策及び消流雪用水に係る水利使用の実態等を踏まえ、申請者、施設利用の権原、事業計画等についての確な指導を行うよう留意すること。
- (3) 水利使用を許可するには、一般に、取水しようとする流水を安定的に確保することが原則であるが、これにより難しい場合の消流雪用水に係る水利使用については、取水目的の公益性に鑑み、やむを得ない場合に限り、豊水条項等を付した上で水利使用を許可することができるものとする。このような取扱いをする場合には、申請者に対し、事業計画の中に取水が制限される場合の対策措置(機械除雪等)を定めておくとともに、ダム等による安定的な水源の確保に努めるよう指導すること。

#### 2 情報提供及び助言・指導について

消流雪用水に係る水利使用について、申請予定者である地方公共団体等から照会があった場合には、水源等についての情報提供及び申請手続、必要資料等に関する助言・指導を積極的に行うこと。

### 3) 「消流雪用水の取扱いについて」（平成12年12月12日建設省河川局）

#### 消流雪用水の取扱いについて

平成12年12月12日  
建設省河調発第8号  
建設省河源発第12号

建設省河川局水政課水利調整室長  
建設省河川局開発課水源地対策室長 から 各都道府県土木部長あて

標記については、平成4年8月31日付け建設省河調発第9号及び河源発第12号において、水政課長、開発課長から通達したところであるが、その運用に当たっては、当分の間、下記により行うこととされたい。

#### 記

##### 1 通達記の1(1)について

消流雪用水に係る水利使用許可を行う場合には、流域の地方公共団体等における消流雪用水を必要とする事業計画、消流雪用水の需要量、当該河川における水資源開発計画及び消流雪用水として利用可能な水量等を把握した上で処分を行うこと。併せて、河川管理者として水系毎に消流雪用水の需給の見通しを明らかにした消流雪用水需給計画を策定し、水利使用許可の運用に当たっての基礎的資料とすること。

##### 2 通達記の1(2)について

###### (1) 申請者

水利使用許可の申請者は、原則として、水利使用の目的となる事業を行うため、流水占用に係る施設を設置管理する者であるが、複数の事業主体が関与する消流雪事業に係る水利使用許可申請については、利水施設の維持管理及び用水管理等に関する関係者間の協定により適正な施設管理及び用水管理を担保させた上で、地元市町村長等消流雪用水管理者として適当な者が代表して申請者となるよう指導すること。

###### (2) 既存の施設利用

消流雪用水に係る水利使用については、他の利水者が設置管理する既存の施設を利用する場合が多くみられるが、このような場合においては、申請者が当該施設を利用しうる権原を協定等により確保するとともに、取水及び施設の管理方法を取水規程等により明確にするよう指導すること。

###### (3) 事業計画

- 1 消流雪用水を利用する事業計画の策定に当たっては、市町村の除雪計画の中に位置付けるとともに、河川の流況によって取水が制限される事態が生じた場合の対策措置について、あらかじめ当該事業計画の中に定め、実効ある除雪体制が確保できるよう指導すること。
- 2 事業計画の策定に当たり、地域の条件により、河川水以外の水源（下水処理水等）を組み合わせたり、配水や、除排雪作業の計画等において効率的に水を利用するように配慮することにより、取水量が過大とならないよう指導すること。

3 消流雪用水の必要水量は、施認の構造、水温、気温、雪質、積雪量、除排雪作業の計画、投雪量等の個別条件による格差が大きいが、これらの諸条件を合理的に勘案し、必要水量を算出するよう指導すること。

### 3 通達記の1(3)について

#### (1) 水利使用の許可の条件等について

通達記の1(3)の水利使用は、豊水取水を対象とするものであり、このような取扱いは、水利使用の緊急性、河川の流況等によりやむを得ない場合に限るものとするが、水利使用の許可に当たっては、(2)、(3)に述べるような条件を勘案の上、既往の水利秩序に影響を及ぼさないようにすること。

#### (2) 安定的な水源の確保について

豊水取水に係る水利使用の許可に当たっては、ダム等によって生み出される水量を引当て水源とすることが原則であることから、申請者に対して、計画段階又は事業実施中の雪対策ダムや小規模生活ダム等に参画するなど、新規水源の確保に努めるよう指導すること。

#### (3) 豊水条項等について

① 取水制限流量は、取水地点における集水面積100平方メートル当たり概ね2.0立方メートル/秒程度を設定するものとする。ただし、河川管理者が当該流量以下でやむを得ないと認めたとき又は当該流量以上必要があると認めたときには、これによらないことができるものとする。

② 水利使用の許可に当たっては、次の条件を付するものとする。

- 1 取水は地域の状況に応じた積雪期間に限定するものとする。
- 2 取水量と同量を河川に還元すること。
- 3 1日当たりの総取水量表示を行うこと。
- 4 既存の維持流量及び他の水利使用に支障を生じないこと。
- 5 後発の水資源開発に対して影響を及ぼさないよう劣後条項を付すこと。
- 6 許可期間は3年間とすることとし、更新条項は付けないものとする。
- 7 取水量及び排水量を定期的に報告すること。
- 8 排水による河川の水質悪化が生じないようにするとともに、排水の水質調査結果を定期的に報告すること。

#### (4) 取水が制限される場合の対策措置

取水が制限される場合の対策として、広報体制の強化や、除雪機械を使用した除雪体制への円滑な移行等に関する措置要領等を事業計画に定めておくよう指導すること。

### 4 その他

通達記の1(3)の水利使用の許可の運用については、試行的に実施することから、水利使用の許可を行う場合については、あらかじめ本職に報告し調整を図った上で処理すること。

なお、消流雪用水需給計画の策定に当たっては、本職と調整すること。

## 7-3. 関係法令・通知等

### 1) 土地改良法関係

#### ①土地改良法第 57 条

(施設の管理)

**第五十七条** 土地改良区は、土地改良事業の工事が完了した場合においてその事業によつて生じた土地改良施設があるときは、その施設を管理しなければならない。この場合には、その旨を定款に記載しなければならない。

#### ②土地改良法第 94 条

(国有土地物件の管理及び処分)

**第九十四条** 左に掲げるものであつて公共用財産又は普通財産であるもの（以下「土地改良財産」という。）は、農林水産大臣が管理し、又は処分する。

- 一 国営土地改良事業によつて生じた工作物その他の物件又は水の使用に関する権利
- 二 第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業によつて生じた土地
- 三 国営土地改良事業のために取得した土地、権利又は立木、工作物その他の物件（農地法によつて買収した土地、権利及び物件を除く。）
- 四 国有の土地、権利又は立木、工作物その他の物件で、政令の定めるところにより、国営土地改良事業の用に供すべきものと決定されたもの

#### ③土地改良法第 94 条の 4 の 2

**第九十四条の四の二** 農林水産大臣は、その管理する土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用させ、又は収益させることができる。

- 2 農林水産大臣は、第九十四条の三第一項の政令で定める基幹的な土地改良施設で国営土地改良事業によつて生じたものを発電事業、水道事業その他の公共の利益となる事業の用に兼ねて供するため特別の必要がある場合には、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、これらの事業を行なう者に対し、その土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件の共有持分を与えることができる。この場合には、農林水産大臣は、あらかじめ、これらの事業を行なう者と協議して、その者に与えるべき共有持分、その対価の額及び支払方法、その土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用の分担その他必要な事項を定めなければならない。
- 3 前項の規定により共有持分を与えた土地又は工作物その他の物件が、第九十条第一項の規定により都道府県に費用の一部を負担させた国営土地改良事業によつて生じた土地改良施設を構成する土地改良財産である場合には、国は、政令の定めるところにより、当該都道府県に対し、当該土地又は工作物その他の物件につき前項後段の協議により定められた共有持分の対価の一部を交付金として交付することができる。
- 4 第二項の規定により共有持分を与えた土地又は工作物その他の物件については、その用途が廃止されるまでの間は、分割を請求することができない。

#### ④土地改良法第 94 条の 6

**第九十四条の六** 農林水産大臣は、土地改良財産(第九十四条第二号に掲げる土地を除く。)を都道府県又は土地改良区等に管理させることができる。

- 2 国営土地改良事業によつて生じた土地改良財産たる土地改良施設(農林水産省令で定めるものに限る。)についての前項の規定による管理の委託は、その国営土地改良事業に係る予定管理方法等に従い、その管理者として定められた者に対し、その管理方法に関する基本的事項として定められたところに準拠して管理が行なわれることとなるようにするものとする。

#### ⑤土地改良法第 94 条の 10

(都道府県営土地改良事業によつて生じた土地改良施設の管理の委託)

**第九十四条の十** 都道府県は、都道府県営土地改良事業によつて生じた土地改良施設を土地改良区等に管理させることができる。

- 2 前項の場合には、第九十四条の六第二項の規定を準用する。

#### ⑥土地改良法第 96 条の 4

(準用規定)

**第九十六条の四** 第九十六条の二第一項の規定により行う土地改良事業には、第三十六条第一項及び第四項から第七項まで、第三十六条の二第一項、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十二条第一項から第三項まで、第五項前段及び第六項から第九項まで、第五十二条の二から第五十五条まで、第五十七条本文、第五十七条の二第一項から第三項まで、第五十七条の三、第五十八条から第六十五条まで、第九十条第四項並びに第九十三条の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項及び第三十六条の二第一項中「定款」とあり、第六十一条第三項中「規約」とあるのは「条例」と、第三十六条第一項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、同条第四項中「組合員」とあるのは「第九十六条の四において読み替えて準用する第一項に規定する者」と、第三十六条の二第一項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、その第三条に規定する資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第四十九条第一項中「前条の規定にかかわらず、総会の議決」とあるのは「当該市町村の議会の議決」と、「都道府県知事の認可を受けて」とあるのは「都道府県知事に協議し、その同意を得て」と、同条第二項中「認可」とあるのは「同意」と、第五十二条第六項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第七項中「第二十七条、第二十八条」とあるのは「第二十八条」と、第五十二条の三第二項中「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」とあるのは「前条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第六項」とあるのは「前条第六項」と、第五十三条の四第二項中「第五十二条第四項から第九項まで及び」とあるのは「第五十二条第五項前段及び第六項から第九項まで並びに」と、第五十五条中「申請し」とあるのは「申請し、又は囑託し」と、第五十七条の二第一項及び第三項中「都道

府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第一項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもつて、管理規程を定め」と、第五十八条、第六十条、第六十一条第一項及び第三項並びに第六十二条第一項中「組合員」とあるのは「第九十六条の四において読み替えて準用する第三十六条第一項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの」と、第九十条第四項中「前二項に掲げる者」とあるのは「第九十六条の四において読み替えて準用する第三十六条第一項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、第九十三条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

## ⑦土地改良法施行令第58条

(管理受託者の義務)

**第五十八条** 管理受託者は、受託に係る土地改良財産をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

- 2 管理受託者は、受託に係る土地改良財産について、水害、火災、盗難、損壊その他当該土地改良財産の管理上支障のある事故が発生したときは、直ちに当該土地改良財産の保全のため必要な措置を講じなければならない。

## ⑧土地改良法施行令第59条

(他目的への使用等)

**第五十九条** 管理受託者は、農林水産大臣の承認を受けて、受託に係る土地改良財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させることができる。

- 2 管理受託者は、前項の承認を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
  - 一 使用又は収益の対象となる土地改良財産の範囲
  - 二 他人に使用させ、又は収益させる場合には、その者の氏名又は名称及び住所
  - 三 使用又は収益の用途又は目的及び方法
  - 四 使用又は収益の期間
  - 五 使用又は収益による管理受託者の予定収入
  - 六 他人に使用させ、又は収益させる場合には、使用又は収益の条件

## ⑨土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知第5

### 第5 他目的使用等

(他目的使用等の承認又は許可の基準)

5-0-1 土地改良財産の他目的使用等についての令第59条及び取扱規則第11条の規定による承認又は法第94条の4の2第1項及び取扱規則第12条の規定による許可（以下単に「承認又は許可」という。）は、当該他目的使用等が当該財産の本来の用途又は目的を妨げないものであって、かつ、当該財産を総合的に利用することが関係農家の利益に合致する場合に限り行うものとする。

(他目的使用等の承認又は許可の申請)

5-0-2 部局長は、土地改良財産の他目的使用等につき、承認又は許可の申請をしようとする者がある場合には、取扱規則第11条又は第12条に定める書類のほか、当該他目的使用等が当該財産の本来の用途又は目的を妨げず、かつ、関係農家の利益と合致する旨の説明書を提出させるものとする。

5-0-3 土地改良財産の他目的使用等の申請書は、別紙様式第3号によるものとする。

(他目的使用等の使用料)

5-0-4 土地改良財産（公共用財産であるものに限る。以下この項において同じ。）の他目的使用等の場合の使用料の年額の算定方法については、次によるものとする。

#### (1) 使用料算定の基準

ア 農業用排水施設を発電、水道等他の利水の用に供させる場合

(ア) 使用料は施設使用負担額に維持管理費負担額を加えて得た額とする。

(イ) (ア)の施設使用負担額は、次の算式により得た額とする。

a 当該施設が耐用年数を経過していない場合（建設費負担相当額）

$$G \times \frac{(1 - 10/100)}{T_a} \times F$$

G……他目的使用に係る施設（以下「他目的使用施設」という。）の建設に要した経費に他目的使用の契約又は許可時を1.000とした時価換算率を乗じて得た額（以下「再調達原価」という。）

T<sub>a</sub>……他目的使用施設の耐用年数（以下「耐用年数」という。）

10/100……他目的使用施設の耐用年数満了後における残存価格率（以下「残存率」という。）

F……分離費用身替妥当支出法又は使用度法によって他目的使用者が負担すべきものとして振り分けられた率（以下「使用負担率」という。）

b 当該施設が耐用年数を経過している場合

$$G \times 10/100 \times 7/100 \times F$$

G……再調達原価

10/100……残存率

7/100……使用料率

F……使用負担率

(ウ) (ア)の維持管理費負担額は、次により得た額とする。

他目的使用施設の維持管理に要する経費に使用負担率を乗じて得た額又は当該維持管理に要する経費のうち他目的使用による掛り増し分等を勘案して相当と認められる額

イ 農業用排水施設に廃水を排出させる場合

(ア) 使用料は施設使用負担額に維持管理費負担額を加えて得た額とする。

(イ) (ア)の施設使用負担額は、次の算式により得た額とする。

a 当該施設が耐用年数を経過していない場合

$$G \times \left[ 1 - \left( \frac{1 - (10/100)}{T a} \times T b \right) \right] \times 7/100 \times 3/10 \times F$$

G……再調達原価

T a……耐用年数

10/100…残存率

T b……他目的使用施設の経過耐用年数

7/100…使用料率

3/10…調整率

F……使用負担率

b 当該施設が耐用年数を経過している場合

$$G \times 10/100 \times 7/100 \times 3/10 \times F$$

G……再調達原価

10/100…残存率

7/100…使用料率

3/10…調整率

F……使用負担率

(ウ) (ア)の維持管理費負担額は、次により得た額とする。

他目的使用施設の維持管理に要する経費に使用負担率を乗じて得た額又は当該維持管理に要する経費のうち他目的使用による掛り増し分等を勘案して相当と認められる額

ウ 土地改良施設に電柱、水道管、ガス管等の工作物を設置させる場合

(ア) 電柱等を設置する場合

使用料は、第一種電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者をいう。以下同じ。）が設置する場合にあっては電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）第1条に定める額とし、電気事業者（電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者をいう。以下同じ。）が設置する場合にあっては当該者が内規により定めた額とする。

(イ) 水道管、ガス管等を埋設する場合

使用料は、次の算式により得た額とする。

$$K \times M a \times 2/100$$

K…再取得価格

再取得価格とは、次に掲げる土地の種別に対応して算出した単位面積当たりの額とする。

① 土地改良施設用地として買収した土地については、取得価格に他目的使用契約時又は許可時を1.000とした時価換算率を乗じて得た額

② 有償で所管換え又は所属替えを受けた土地については、その時点の対価に他目的使用契約時又は許可時を1.000とした時価換算率を乗じて得た額

③ 無償で所管換え若しくは所属替えを受けた土地又は寄附に係る土地については、他目的使用契約時又は許可時の近傍類似地の評価額

M a…地下埋設工作物の最大占有部分から垂直線が地表を画する部分の面積

2/100…使用料率

(ウ) 特別高圧架空電線（使用電圧7,000ボルトを越えるもの）の線下敷とする場合  
使用料は、次の算式により得た額とする。

$$K \times H \times N \times 3/100 \times 3/10$$

K……再取得価格

H……特別高圧架空電線の幅員に両外側各3mを加えた幅

N……特別高圧架空電線の線下敷に使用する長さ

3/100…使用料率（地方の実情により2/100から4/100の範囲内においてその率を変更することができる。）

3/10…調整率（地方の実情及び土地の利用が妨げられる程度等により1/10から5/10の範囲内においてその率を変更することができる。）

(エ) その他の工作物

使用料は、次の算式により得た額とする。

$$K \times Mb \times 3/100$$

K……再取得価格

Mb……他目的使用に係る土地の面積

3/100…使用料率（地方の実情により2/100から4/100の範囲内においてその率を変更することができる。）

エ 部局長は、アからウに掲げる以外の場合又はアからウ（ウの(ア)の場合を除く。）により算定することが著しく不相当と認める場合は農村振興局長の承認を受けて別に使用料を定めることができるものとする。

(2) 使用料算定の注意事項

(1)の場合（ウの(ア)の場合を除く。）における土地改良財産の時価換算等の評価については次によるものとする。

ア 土地改良財産の時価換算は、別に農村振興局長の定める基準による。

イ 土地改良財産の耐用年数は、別に農村振興局長の定める基準による。

(3) 国有財産法上の無償貸付等に該当する場合の特例

他目的使用等の目的が、国有財産法第18条第4項又は同法第19条において準用する同法第22条第1項に規定する無償使用に該当する場合には、当該他目的使用等に係る使用料は、無償とすることができるものとする。

(他目的使用料の徴収)

5-0-5 他目的使用料は、5-0-6に係るものを除き、管理の委託をした土地改良財産にあつては管理受託者が、管理の委託をしていない土地改良財産にあつては国が徴収するものとする。

ただし、他目的使用料の額が少額で徴収事務に係る経費に満たないと認められる場合にあつては、当該他目的使用料を徴収しないことができるものとする。

5-0-6 他目的使用料のうち農業用排水施設を発電、水道等他の利水の用に供する場合の建設費負担相当額については、当該土地改良財産を造成した国営土地改良事業に係る建設費負担割合に応じて按分し、国及び国以外の負担者がそれぞれの負担割合に応じて徴収するものとする。

ただし、他目的使用料の額が少額で徴収事務に係る経費に満たないと認められる場合にあつては、当該他目的使用料を徴収しないことができるものとする。

5-0-7 管理の委託をした土地改良財産に係る他目的使用料のうち建設費負担相当額については、他目的使用契約書において、国又は国以外の負担者に当該負担者が指定する方法により、他目的使用者が支払うべき旨を定めるものとする。

この場合において、他目的使用契約書に国以外の者（管理受託者を除く。）に関する事項を定めるに当たっては、当該者の了承を得ておくものとする。

5-0-8 管理の委託をしていない土地改良財産に係る他目的使用料のうち建設費負担相当額については、許可に際して、国又は国以外の負担者に当該負担者が指定する方法により、他目的使用者が支払うべき旨の条件を付すものとする。

この場合には、別途国以外の負担者がそれぞれ他目的使用者との間において、建設費負担相当額の徴収につき契約を締結するものとする。

(農業用排水施設への家庭雑排水等の排出の取扱い)

5-0-9 土地改良財産である農業用排水施設への家庭雑排水その他の廃水の排出については、その排出する者の一日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である場合（当該農業用排水施設の原形に変更を及ぼす場合を除く。）には、当該農業用排水施設の用途又は目的を妨げるものではないため、他目的使用等には該当しないものとする。

(委託済財産の他目的使用等の承認)

5-土11-1 管理の委託をした土地改良財産につき他目的使用等の承認をしようとする場合において当該他目的使用等が当該財産への改築、追加工事等を伴うものであるときは、部局長は、取扱規則第11条第1項に基づく申請に併せて取扱規則第14条に基づく改築、追加工事等の承認を申請させるものとする。この場合においては、取扱規則第11条第1項に掲げるもののほか、当該工事に係る取扱規則第14条各号に掲げる事項を記入した申請書を提出させるものとする。

(委託済財産の他目的使用等の期間の特例)

5-土11-2 他目的使用等の期間が5年を超える場合において令第59条第1項の承認をすることができる場合として取扱規則第11条第3項の「農村振興局長が別に定める場合」とは、次に掲げるような高度の公共性を有するものである場合とし、その期間は承認又は許可の日から起算して10年を超えない期間（ただし、(1)に掲げる場合において、使用料が当該期間内に改定された場合には、当該改定までの期間）とする。

なお、当該承認に係る期間については、特段の事情のない限り、5年(次に掲げる場合にあっては、10年)とするものとする。

(1) 第一種電気通信事業者、電気事業者等に送電施設の設置のため使用させる場合

(2) ガス事業者（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第9項に規定するガス事業者をいう。）に、ガス事業の用に供する導管及びその附属設備を設置するため使用させる場合

(3) 水道事業者（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5項に規定する水道事業者をいう。）に、水道事業の用に供する導管及びその附属設備を設置するため使用させる場合

(4) 地方公共団体に、下水道の排水施設及びその附属設備を設置するため使用させる場合

(5) 道路管理者に、道路法の規定に基づく道路及びその附属設備を設置するため使用させる場合（ただし、道路法第20条第1項に規定する兼用工作物となる場合を除く。）

(6) 鉄道事業者（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者をいう。）等に、鉄道施設を設置するため使用させる場合

(7) 個人住宅に進入するために設置する橋梁等軽微な工作物設置のために使用させる場合で、地域の実情等を考慮し部局長が適当と認めるとき

(未委託財産の他目的使用等の許可)

5-土12-1 管理の委託をしていない土地改良財産につき他目的使用等の許可をしようとする場合において、当該他目的使用等が当該財産への改築、追加工事等を伴うものであるときは、部局長は、取扱規則第12条第1項に基づく申請に併せて取扱規則第14条の2に基づく改築、追加工事等の承認を申請させるものとする。この場合においては、取扱規則第12条第1項各号に掲げるもののほか、当該工事に係る取扱規則第14条の2各号に掲げる事項を記入した申請書を提出させるものとする。

(未委託財産の他目的使用等の期間の特例)

5-土12-2 他目的使用等の期間が1年を超える場合にあってもその許可をすることができる場合として取扱規則第12条第3項の「農村振興局長が別に定める場合」とは、次に掲げる他目的使用等の場合とする。

(1) 国が直轄管理している土地改良財産に係る他目的使用等

(2) 国営土地改良事業の工事が完了し、又は施設完了する以前における5-土11-3で規定する高度の公共性を有する他目的使用等

5-土12-3 5-土12-2の(1)の他目的使用等の期間は、取扱規則第11条第3項に定める取扱いに準じて定めるものとする。

5-土12-4 5-土12-2の(2)の他目的使用等の期間は、取扱規則第11条第3項に定める取扱いに準じて定めるものとする。

ただし、この場合にあつては、当該土地改良財産に係る国営土地改良事業の工事が完了し、又は施設完了する予定の日を超えない期間として定めるものとする。

## ⑩土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知第8

### 第8 共有持分の付与

(共有持分付与の基準)

8-0-1 基幹的な土地改良施設を構成する土地改良財産に係る法第94条の4の2第2項の共有持分の付与は、次の要件に適合する場合に限り行うことができるものとする。

(1) 発電事業、水道事業その他の公共の利益となる事業の用に兼ねて供するため特別の必要があること。

(2) 当該土地改良施設の本来の用途又は目的を妨げないこと。

(3) 当該土地改良施設の耐用年数が到来するまで使用することが見込まれること。

(4) 次のいずれかに該当することにより共有持分の付与が当該土地改良施設の有効利用に資すると認められること。

ア 農用地面積の減少等社会的、経済的变化により基幹的な土地改良施設の機能に余裕が生じていること。

イ 農業水利施設の整備等農業用水の利用の合理化を行うことにより基幹的な土地改良施設の機能に余裕が生じていること。

ウ 農業水利施設について改築、追加工事等を行ったことにより基幹的な土地改良施設の機能が高められていること。

エ その他当該土地改良施設の有効利用に資するものと認められること。

(共有持分付与に伴う調整等)

8-0-2 部局長は、共有持分の付与に当たっては、必要に応じて関係地域における農業用水の必要水量、面積の減少等に伴う余剰水量等について調査を行い、農業用水の利用に支障を来さないよう当該施設の管理方法等について管理受託者その他の関係者と調整を図るものとする。

8-0-3 部局長は、共有持分の付与に当たっては、あらかじめ、管理受託者その他の関係者に対して、維持管理事業計画の変更等当該共有持分付与に伴い必要な手続をとるよう指導するものとする。

なお、共有持分の付与に伴う当該土地改良財産の管理委託協定の変更は、第3の手続に準じ、共有持分の付与の手続と同時に行うものとする。

8-0-4 部局長は、共有持分の付与に当たっては、あらかじめ、国有財産法第14条第8号の土地又は建物の売払い等を行う場合に準じて財務大臣と協議するものとする。

8-0-5 部局長は、共有持分の付与に当たっては、当該共有持分付与が河川法第23条、第24条、第26条等の規定による手続を要するものであるときは、あらかじめ、その内容を河川管理者に連絡し、その処理につき調整を図るものとする。

(共有持分付与の対価)

8-0-6 共有持分付与の対価の算定方法については、次によるものとする。

(1) 対価算定の基準

ア 共有持分付与の対価は、次の算式により得た額とする。

$$G \times \left( 1 - \left[ \frac{1 - (10/100)}{T_a} \times T_b \right] \right) \times F$$

G……共有持分付与に係る施設の建設に要した経費に共有持分付与の契約時を1,000とした時価換算率を乗じて得た額

T<sub>a</sub>……共有持分付与施設の耐用年数

10/100……共有持分付与施設の耐用年数満了後における残存価格率

T<sub>b</sub>……共有持分付与施設の経過耐用年数

F……分離費用身替妥当支出法又は使用度法によって共有持分の付与を受けることとなる者が負担すべきものとして振り分けられた率

イ 部局長は、アにより算定することが著しく不相当と認める場合は農村振興局長の承認を受けて別に対価を定めることができるものとする。

(2) 対価算定の注意事項

(1)の場合における土地改良財産の時価換算等の取扱いについては、5-0-4の(2)を準用するものとする。

(共有対価交付金の交付)

8-0-7 法第94条の4の2第3項の規定による交付金の交付については、「土地改良財産共有対価交付金交付要綱」(昭和48年3月19日付け48構改B第931号農林事務次官依命通達)により行うものとする。

(共有持分付与の申請)

8-土22の3-1 取扱規則第22条の3第1項の申請書は、別紙様式第15号によるものとする。

なお、当該申請に係る土地改良財産が管理委託されているものであるときは、当該申請書に管理受託者の意見書を添付するものとする。

(共有持分付与の協定)

8-土22の3-2 取扱規則第22条の3第2項の協定書は、別紙様式第16号によるものとする。

(共有持分付与に係る施設の共同管理協定)

8-土22の3-3 部局長は、土地改良財産である土地改良施設の共有持分を付与するに当たって、共有持分の付与を受けることとなる者との間で、当該施設の共同管理の方法等につき別紙様式第17号により協定を締結するものとする。

なお、共有持分の付与に係る施設が管理の委託をしたものである場合には、当該協定締結の当事者として当該施設の管理受託者を加えるものとする。

## ⑪土地改良財産取扱規則第 11 条

(他目的への使用等)

**第 11 条** 部局長は、土地改良法第 94 条の 6 第 1 項の規定によりその管理を委託した土地改良財産について、管理受託者がこれを他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させようとするときは、土地改良法施行令第 59 条第 2 項の申請書に關係図面及び他人に使用又は収益をさせる場合にあつては当該使用又は収益に係る契約書の案を添え、これを当該部局長に提出させるものとする。

2 部局長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その使用又は収益の目的が土地改良財産（ダムその他のえん堤及び揚水施設並びに水路に限る。）を発電事業又は水道事業の用に供することであるものにつき土地改良法施行令第 59 条第 1 項の承認をしようとするときは、当該申請書に前項の關係図面、契約書の案及び次に掲げる事項を記載した書面を添え、これを農村振興局長に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 当該土地改良財産に係る土地改良財産台帳の記載事項
- (2) 当該土地改良財産の管理を委託した年月日
- (3) 当該使用又は収益についての当該部局長の意見
- (4) その他参考となるべき事項

3 第 1 項の他の目的への使用又は収益につき行なう土地改良法施行令第 59 条第 1 項の承認は、農村振興局長が別に定める場合を除き、その使用又は収益の期間が 5 年をこえない場合に限り、することができる。

4 前 3 項の規定は、第 1 項の管理受託者が同項の申請書の記載事項のうち土地改良法施行令第 59 条第 2 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項を変更しようとする場合に準用する。  
ただし、当該管理受託者が同項第 4 号に掲げる事項のみを変更しようとする場合においては、第 2 項の農村振興局長の承認を受けることを要しない。

## ⑫土地改良財産取扱規則第 12 条

**第 12 条** 部局長は、土地改良法第 94 条の 4 の 2 第 1 項の規定によりその管理する土地改良財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的に使用させ、又は収益させる場合には、あらかじめ、その使用又は収益をしようとする者から次に掲げる事項を記載した許可申請書を当該部局長に提出させるものとする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 使用又は収益をしようとする土地改良財産の範囲
- (3) 使用又は収益の用途又は目的及び方法
- (4) 使用又は収益の期間
- (5) その他必要な事項

2 部局長は、前項の許可申請書の提出があつた場合において、その使用又は収益の目的が土地改良財産（ダムその他のえん堤及び揚水施設並びに水路に限る。）を発電事業又は水道事業の用に供することであるものにつき許可をしようとするときは、当該申請書に次に掲げる事項を記載した書面及び關係図面を添え、これを農村振興局長に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 当該土地改良財産に係る土地改良財産台帳の記載事項
- (2) 当該使用又は収益の対価の額、納入方法及び納入期限
- (3) 当該使用又は収益についての当該部局長の意見
- (4) その他参考となるべき事項

- 3 第1項の使用又は収益の期間は、農村振興局長が別に定める場合を除き、1年をこえることができない。
- 4 前3項の規定は、第1項の使用又は収益の許可を受けた者が同項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとする場合に準用する。  
ただし、当該使用又は収益の許可を受けた者が同項第4号に掲げる事項のみを変更しようとする場合においては、第2項の農村振興局長の承認を受けることを要しない。

### ⑬取扱規則第22条の3

(共有持分の付与)

**第22条の3** 部局長は、その管理し、又は土地改良法第94条の6第1項の規定によりその管理を委託した土地改良法施行令第55条の2に規定する基幹的な土地改良施設を構成する土地改良財産である土地又は工作物その他の物件について、同法第94条の4の2第2項の規定により共有持分を付与しようとする場合には、あらかじめ、その付与の相手方となるべき者から次に掲げる事項を記載した共有持分付与申請書に關係図面を添え、これを当該部局長に提出させるものとする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
  - (2) 共有持分の付与に係る土地改良財産の明細
  - (3) 共有持分の付与に係る土地改良財産の使用計画及び当該土地改良財産の使用に関連する事業計画の概要
  - (4) その他必要な事項
- 2 部局長は、前項の共有持分付与申請書の提出があつた場合において、当該申請者に共有持分を付与しようとするときは、次に掲げる事項を記載した協定書によつてするものとする。
- (1) 当該共有持分の付与に係る土地改良財産の明細及び当該申請書者に付与すべき共有持分
  - (2) 当該共有持分の付与の対価の額及び支払方法
  - (3) 当該共有持分の付与に係る土地改良財産の使用方法、管理方法及び管理に要する費用の分担
  - (4) 当該共有持分の付与の条件及び時期
  - (5) その他必要な事項
- 3 部局長（農村振興局長を除く。）は、前項の協定を締結しようとするときは、あらかじめ、同項の協定書の案に第1項の申請書及び關係図面並びに次に掲げる事項を記載した書面を添え、これを農村振興局長に提出してその承認を受けなければならない。
- (1) 当該共有持分の付与に係る土地改良財産に係る土地改良財産台帳の記載事項
  - (2) 当該共有持分の付与を行おうとする理由
  - (3) 当該共有持分の付与についての当該部局長の意見
  - (4) 当該共有持分の付与についての都道府県、土地改良区等関係者の意見
  - (5) その他参考となるべき事項

## 2) 河川法関係

### ①河川法第 23 条

(流水の占用の許可)

**第 23 条** 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

### ②河川法第 24 条

(土地の占用の許可)

**第 24 条** 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

### ③河川法第 26 条第 1 項

(工作物の新築等の許可)

**第 26 条** 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

### ④河川法第 27 条第 1 項

(土地の掘削等の許可)

**第 27 条** 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切上その他土地の形状を変更する行為(前条第 1 項の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

### ⑤河川法施行規則第 11 条

(水利使用の許可の申請)

**第十一条** 水利使用に関する法第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項の許可の申請は、別記様式第八の(甲)及び(乙の 1)による申請書の正本一部及び別表第一に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

**2** 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 次に掲げる事項を記載した図書

イ 水利使用に係る事業の計画の概要

ロ 使用水量の算出の根拠

ハ 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算

ニ 水利使用による影響で次に掲げる事項に関するもの及びその対策の概要

(イ) 治水

(ロ) 関係河川使用者（法第二十八条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く。）の河川の使用

(ハ) 竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航

(ニ) 漁業

(ホ) 史跡、名勝及び天然記念物

ホ 法第四十四条第一項のダムを設置するときは、貯水池となるべき土地の現況及び当該ダムによる流水の貯留により損失を受ける者に対する措置の概要

二 工作物の新築、改築又は除却を伴う水利使用の許可の申請にあつては、工事計画に係る次の表に掲げる図書（法第二十六条第一項の許可の申請が含まれていないときは、工事計画の概要を記載した図書）

三 法第三十八条ただし書の同意をした者があるときはその同意書の写し並びに同意をしない者があるときはその者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）並びに同意をするに至らない事情を記載した書面

四 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地、施設若しくは工作物を使用して水利使用を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物を改築し、若しくは除却して水利使用を行う場合にあつては、その使用又は改築若しくは除却について申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

五 水利使用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

六 第三十九条ただし書に該当するときは、同条ただし書の理由及び同条本文の規定により同時に行うべき他の許可の申請の経過又は予定を記載した書面

七 その他参考となるべき事項を記載した図書

## ⑥河川法第 38 条

（水利使用の申請があつた場合の通知）

**第 38 条** 河川管理者は、水利使用に関し第 23 条又は第 26 条第 1 項の許可の申請があつた場合においては、当該申請が却下すべきものである場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、申請者の氏名、水利使用の目的その他国土交通省令で定める事項を第 23 条から第 29 条までの規定による許可を受けた者及び政令で定める河川に関する権利を有する者（以下「関係河川使用者」と総称する。）に通知しなければならない。ただし、当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水利使用を行うことについて同意をした者については、この限りではない。

## ⑦河川法施行令第 21 条

（河川に関し権利を有する者）

**第 21 条** 法第 38 条の政令で定める河川に関し権利を有する者は、漁業権者及び入漁権者とする。

## ⑧河川法第 53 条

(渇水時における水利使用の調整)

- 第 53 条** 異常な渇水により、許可に係る水利使用が困難となり、又は困難となるおそれがある場合においては、水利使用の許可を受けた者（以下この款において「水利使用者」という。）は、相互にその水利使用の調整について必要な協議を行うように努めなければならない。この場合において、河川管理者は、当該協議が円滑に行われるようにするため、水利使用の調整に関して必要な情報の提供に努めなければならない。
- 2 前項の協議を行うに当たっては、水利使用者は、相互に他の水利使用を尊重しなければならない。
  - 3 河川管理者は、第 1 項の協議が成立しない場合において、水利使用者から申請があつたとき、又は緊急に水利使用の調整を行わなければ公共の利益に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、水利使用の調整に関して必要なあつせん又は調停を行うことができる。

### 3) 土地改良法以外の財産関係の法令

#### ①地方自治法第 237 条

(財産の管理及び処分)

**第二百三十七条** この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第二項の規定の適用がある場合で議会の議決による時又は同条第三項の規定の適用がある場合でなければ、これを信託してはならない。

#### ②地方自治法第 238 条

(公有財産の範囲及び分類)

**第二百三十八条** この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

一 不動産

二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物

四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利

七 出資による権利

八 財産の信託の受益権

2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。（省略）

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

#### ③地方自治法第 238 条の 4

(行政財産の管理及び処分)

**第二百三十八条の四** 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的

- に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。
- 二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
  - 三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合
  - 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。
  - 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
  - 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。
  - 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
  - 5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。
  - 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
  - 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
  - 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。
  - 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

#### ④国有財産法第 18 条第 1 項、第 3 項

(処分等の制限)

**第十八条** 行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。

- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この条において「特定施設」という。）を国以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を所管する各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

#### ⑤国有財産法第 19 条

(準用規定)

**第十九条** 第二十一条から第二十五条まで（前条第二項第五号又は第六号の規定により地上権又は地役権を設定する場合にあつては第二十一条及び第二十三条を除き、前条第六項の規定により使用又は収益を許可する場合にあつては第二十一条第一項第二号を除く。）の規定は、前条第二項第一号から第四号までの貸付け、同項第五号の地上権若しくは同項第六号の地役権の設定、同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の貸付け又は同条第六項の許可により行政財産の使用又は収益をさせる場合について準用する。

#### ⑥国有財産法第 22 条第 1 項

(無償貸付)

**第二十二条** 普通財産は、次に掲げる場合においては、地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区（以下「公共団体」という。）に、無償で貸し付けることができる。

- 一 公共団体において、緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設、と畜場又は信号機、道路標識その他公共用若しくは公用に供する政令で定める小規模な施設の用に供するとき。
- 二 公共団体において、保護を要する生活困窮者の収容の用に供するとき。
- 三 公共団体において、災害が発生した場合における応急措置の用に供するとき。
- 四 地方公共団体において、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第十四号の地震防災応急対策の実施の用に供するとき。
- 五 地方公共団体において、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第二条第五号の緊急事態応急対策の実施の用に供するとき。
- 六 地方公共団体において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）第二条第三項の国民の保護のための措置又は同法第一百七十二条第一項の緊急対処保護措置の実施の用に供するとき。

#### 4) 環境に関する法令・基準

##### ①農業用水質基準（農林水産技術会議昭和46年10月4日）

項 目		農業用水基準 (農林省公害研究会昭和45年) (農林水産技術会議昭和46年10月4日)
pH(水素イオン濃度)		6.0~7.5
COD(化学的酸素要求量)		6mg/L 以下
BOD(生物化学的酸素要求量)		—
SS(浮遊物質)		100mg/L 以下
DO(溶存酸素)		5mg/L 以下
T-N(全窒素濃度)		1mg/L 以下
NH <sub>4</sub> -N(アンモニア性窒素)		—
EC(電気伝導度)		0.3mS/cm 以下
Cl <sup>-</sup> (塩素イオン)		—
ER(蒸発残留物)		—
重金属	As(ヒ素)	0.05mg/L 以下
	Zn(亜鉛)	0.5mg/L 以下
	Cu(銅)	0.02mg/L 以下

## ②環境基本法第 16 条

第 16 条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

## ③水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁）

水質汚濁に係る環境基準について

昭和 46 年 12 月 28 日  
環境庁告示第 59 号

改正 昭 49 環告 63・昭 50 環告 3・昭 57 環告 41・環告 140・昭 60 環告 29・昭 61 環告 1・平 3 環告 78・平 5 環告 16・環告 65・平 7 環告 17・平 10 環告 15・平 11 環告 14・平 12 環告 22・平 15 環告 123

公害対策基本法（昭和 42 年法律第 132 号）第 9 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を次のとおり告示する。

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境（同法第 2 条第 3 項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

### 第 1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

#### 1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

#### 2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表 2 の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。

カ 対象水域が、2 以上の都道府県の区域に属する公共用水域（以下「県際水域」という。）の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

## 第2 公共用水域の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、公共用水域の水質の測定を行なう場合には、次の事項に留意することとする。

(1) 測定方法は、別表1および別表2の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

この場合においては、測定点の位置の選定、試料の採取および操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適当と考えられる方法によるものとする。

(2) 測定の実施は、人の健康の保護に関する環境基準の関係項目については、公共用水域の水量の如何を問わずに随時、生活環境の保全に関する環境基準の関係項目については、公共用水域が通常の状態（河川にあつては低水量以上の流量がある場合、湖沼にあつては低水位以上の水位にある場合等をいうものとする。）の下にある場合に、それぞれ適宜行なうこととする。

(3) 測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合には、水域の特性を考慮して、2ないし3地点の測定結果を総合的に勘案するものとする。

## 第3 環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

### 1 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

### 2 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速かにその達成維持を図るものとする。

(1) 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。

(2) 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、(1)の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

## 第4 環境基準の見直し

### 1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

(1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等

(2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

(3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/l 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/l 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/l 以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/l 以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/l 以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/l 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/l 以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.2又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/l 以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/l 以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法
備考		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</li> <li>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。</li> <li>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</li> <li>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</li> </ol>		

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50 MPN/ 100ml 以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000 MPN/ 100ml 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000 MPN/ 100ml 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/l 以上	—	
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定 装置によりこ れと同程度の 計測結果の 得られる方法	規格21に定め る方法	付表8に掲げ る方法	規格32に定め る方法又は隔 膜電極を用い る水質自動監 視測定装置に よりこれと同 程度の計測 結果の得られ る方法	最確数による 定量法	
備考							
<p>1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>試料10ml、1ml、0.1ml、0.01mg/l・……のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB酵素管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各資料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>							

(注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全 垂 鉛		
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下		第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下		
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下		
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下		
測定方法	規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。)			
備考 1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50 MPN/ 100ml 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000 MPN/ 100ml 以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	15 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/l 以上	—	
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を用 いる水質自動 監視測定装置 によりこれと同 程度の計測結 果の得られる 方法	規格17に定め る方法	付表8に掲げる 方法	規格32に定め る方法又は隔膜 電極を用いる 水質自動監視 測定装置によ りこれと同程 度の計測結果 の得られる方 法	最確数による 定量法	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

(注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 3 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級 : コイ、フナ等富栄養湖の水域の水産生物用  
 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/l 以下	0.005 mg/l 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	1 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	
V	水産3種工業用水農業用水環境保全	ごみ等の浮遊が認められないこと。	0.1 mg/l 以下	
測定方法		規格45.2、45.3又は45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考				
1 基準値は、日間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。				
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)  
 3 水産1級 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3級の水産生物用  
 水産2級 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級 : コイ、フナ等の水産生物用  
 4 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。)	

#### ④水産用水基準（水産資源保護協会）

自然水域には、それぞれの環境の特性に応じて、多くの有用水産動植物が生息しており、それらが漁獲の対象となっている一方、そこでは増養殖も広く営まれている。これらの水域の水は、水産業にとっては生産の基盤となる重要な環境要素であり、その具備すべき条件は、水産動植物の正常な生息および繁殖を維持し、その水域において漁業を支障なく行うことができ、かつ、その漁獲物の経済価値が低下しないことが必要である。そのような条件を備えたものとしては、まず、正常な自然水域の水質があげられる。

河川、湖沼あるいは海洋の成立過程や歴史的に果たしてきた役割などを考えると、自然水域に汚染負荷をまったく許さないということで、水域の条件を検討するのは実際的ではない。

しかし、もし、水域に存在する物質が自然条件の限度を越え、あるいは自然界に存在しない物質が蓄積されていくような場合には、水域の正常な生物生産が阻害され、その結果として水産業に被害が発生する心配がある。したがって、自然水域の水質をそこなわねためには、むしろ、自然条件を十分検討して、水生生物保護のための環境の水質基準をつくることが必要であり、これを水産用水基準と名づける。

この基準は、現段階における研究成果から得られた諸情報を基礎として策定したもので、将来得られる各種の水域調査や生物試験の結果を定期的に補足し、改定を行っていく必要がある。

（水産用水基準（2005年版）平成18年3月 社団法人 日本水産資源保護協会 I. 趣旨を引用）

・生活環境項目

水域	河川		湖沼		海域	
BOD	自然繁殖の条件	生育の条件	—		—	
	3mg/L 以下 (2mg/L 以下)	5mg/L 以下 (3mg/L 以下)				
COD <sup>*</sup>	—		自然繁殖の条件	生育の条件	一般海域	ノリ養殖場 閉鎖性内湾の 沿湾域
			4mg/L 以下 (2mg/L 以下)	5mg/L 以下 (3mg/L 以下)	1mg/L 以下	2mg/L 以下
全リン  ・無機態リン	0.1mg/L 以下		0.1mg/L 以下(コイ・フナ) 0.05mg/L 以下(ワカサギ) 0.01mg/L 以下(サケ科・アユ)		環境基準における 水産1級 0.03mg/L 以下 水産2級 0.05mg/L 以下 水産3級 0.09mg/L 以下  ノリ養殖場に最低必要な栄養塩濃度 0.007 ~ 0.014mg/L	
全窒素  ・無機態窒素	1mg/L 以下		1.0mg/L 以下(コイ・フナ) 0.6mg/L 以下(ワカサギ) 0.2mg/L 以下(サケ科・アユ)		環境基準における 水産1級 0.3mg/L 以下 水産2級 0.6mg/L 以下 水産3級 1.0mg/L 以下  ノリ養殖場に最低必要な栄養塩濃度 0.07 ~ 0.1mg/L	
DO	6mg/L 以上 (7mg/L 以上)				6mg/L 以上 内湾漁場の夏季底層 4.3mg/L (3mg/L)	
pH	6.7~7.5 生息する生物に悪影響を及ぼすほどpHの急激な変化がないこと				7.8~8.4 生息する生物に悪影響を及ぼすほどpHの急激な変化がないこと	
SS	25mg/L 以下(人為的に加えられる懸濁物質は 5mg/L 以下)。		サケ・マス・アユ	温水性魚類	人為的に加えられる懸濁物質は2mg/L 以下。  海藻類の繁殖に適した水深において、必要な照度が保持され、その繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。	
	忌避行動などの反応を起こさせる原因とならないこと。 日光の透過を妨げ、水生植物の繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。		1.4mg/L 以下 (透明度4.5m以上)	3.0mg/L 以下 (透明度1.0m以上)		
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。					
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。					
大腸菌群数	1000MPN/100mL (生食用のカキ飼育 70MPN/100mL) 以下であること。					
油分	水中には油分が含まれないこと。水面には油膜が認められないこと。					
有害物質	農薬、重金属、シアン、化学物質などが、有害な程度に含まれないこと。					
底質	有機物などによる汚泥床、ミズワタ等の発生をおこさないこと。				COD <sub>OH</sub> 20mg/g 乾泥以下 硫黄物 0.2mg/g 乾泥以下 n-ヘキサン抽出物 0.1%以下	
	微細な懸濁物が岩面、礫または砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 溶出試験(環告14号)により得られた検液の有害物質が水産用水基準の基準値の10倍を下回ること。					

※ 湖沼においては酸性法、海域においてはアルカリ性法

( )内はサケ、マス、アユを対象とする場合

(平成18年3月 (社)日本水産資源保護協会)

### ⑤水質階級と指標生物の生息範囲（環境省）

カゲロウ、サワガニ等河川に生息する水生生物は、水質汚濁等の影響を受けることから、そこに生息する水生生物を用いてその水域の水質を判定することができる。このような水質調査は、一般の人にも分かりやすいものである上、高価な器具や化学分析のような特別の技術を要しないことから、誰でも参加できるという利点がある。また、調査を通じて身近な自然に接し、水質の状況を知ることにより環境問題への関心を高めるよい機会となる。

このため、環境庁では、水生生物による水質判定のマニュアルである「水生生物による水質の調査法・川の生き物から水質を調べよう」を作成し、全国の都道府県を通じて市民の参加を呼びかけ、昭和 59 年度から全国の河川において「水生生物調査」を実施している。本調査においては、河川に生息する水生生物のうち、{1}全国各地に広く分布し、{2}分類が容易で、{3}水質に係る指標性が高い、16 種を指標生物としている。

(参考) 水質階級と指標生物の生息範囲

番号	水質階級 指標生物	I	II	III	IV	
		きれいな水	少し 汚れた水	きたない水	大変 きたない水	
1	ウズムシ類	■				きれいな水の 指標生物
2	サワガニ	■				
3	ブユ類	■				
4	カワゲラ類	■				
5	ナガレトビケラ・ ヤマトビケラ類	■				
6	ヒラタカゲロウ類	■				
7	ヘビトンボ類	■	---			
8	5以外の トビケラ類	■	■			少し汚れた水の 指標生物
9	6、11以外の カゲロウ類	■	■			
10	ヒラタドROMシ類	---	■			
11	サホコカゲロウ		---	■		きたない水の 指標生物
12	ヒル類		---	■		
13	ミズムシ		---	■		
14	サカマキガイ			■	■	大変きたない 水の指標生物
15	セスジユスリカ			---	■	
16	イトミミズ類			---	■	
				---	■	

■ は、2つの段階の指標になる生物。

## 5) その他

### ①国家賠償法第2条第1項

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

### ②民法第717条

(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

第717条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

3 前2項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

## 7-4. 参考文献

- ①土地改良施設管理 Q&A（施設管理関係質疑応答集）（平成10年2月 全国土地改良事業団体連合会）
- ②国土交通省河川砂防技術基準 同解説（計画編）（平成17年11月 日本河川協会）
- ③農業農村整備事業における生態系配慮の技術指針（平成19年2月 （社）農業土木学会）
- ④環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き（平成16年12月 （社）農業土木学会）
- ⑤正常流量の手引き（案）（平成19年9月 国土交通省河川局）
- ⑥農業農村整備事業における景観配慮の手引き（平成19年6月 （社）農業土木学会）
- ⑦「水緑空間の設計」（農業土木学会誌 昭和53年9月 勝野武彦）
- ⑧水辺の計画と設計 昭和50年 吉村元男 芝原幸夫 鹿島出版会